付議第5号

知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案等に 係る意見聴取に関する議案

令和4年2月高知県議会定例会提出予定の別紙議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、議決を求めます。

-高知県教育委員会事務委任等規則(平成4年教育委員会規則第1号)

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(5) 教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。





3 高政企第 260 号 令和 4 年 2 月 4 日

高知県教育長 様

高知県知



令和4年2月高知県議会定例会に提出予定の議案に関する 意見について

令和4年2月高知県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育 行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき意見を求めます。

記

- 1 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事 等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 2 知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 3 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 4 高知県部設置条例の一部を改正する条例議案
- 5 (新)安芸中学校・高等学校体育館新築主体工事請負契約の締結に関する 議案
- 6 令和 4 年度高知県一般会計予算 (所管分)
- 7 令和 4 年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算
- 8 令和3年度高知県一般会計補正予算(所管分)
- 9 令和3年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算

第 号

高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給 与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案

高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月 日提出

高知県知事 濵田 省司

高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給 与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例

(高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第1条 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(平成20年高知 県条例第29号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の157.5」を「100分の155」に改める。

(知事等の給与、旅費等に関する条例の一部改正)

第2条 知事等の給与、旅費等に関する条例(昭和28年高知県条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の157.5」を「100分の155」 に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(次項において「改正後の議会の議員の条例」という。)第4条第2項及び第2条の規定による改正後の知事等の給与、旅費等に関する条例(次項において「改正後の知事等の条例」という。)第2条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に157.5分の5を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合におい

て、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

3 令和3年12月に職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第34号)その他の知事 が議会の議長と協議して規則で定める条例又は職員の給与に関する条例その他の規則で 定める条例の規定に基づき期末手当を支給された者に令和4年6月に支給する期末手当 については、改正後の議会の議員の条例第4条第2項及び前項又は改正後の知事等の条 例第2条及び同項の規定にかかわらず、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条 例(令和4年高知県条例第 号)附則第2項から第10項までの規定の適用を受ける職員 との権衡を考慮して必要な調整を行うことができる。

(規則への委任)

4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が議会の議長と協議して規則で、又は規則で定める。

第 号

知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案

知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月 日提出

高知県知事 濵田 省司

知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与、旅費等に関する条例(昭和28年高知県条例第12号)の一部を次のように 改正する。

附則第27項中「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案について

1 条例改正の目的

議会の議員及び知事等に対して支給する期末手当の額について、一般職の職員の例に より改定しようとするもの

2 主な改正内容

(1) 令和4年度以降の期末手当の引下げ

一般職の職員の期末・勤勉手当の改定割合に応じて、期末手当の年間支給月数を3.15月から3.10月とする。(▲0.05月)

改定後の一般職の支給月数(4.15月) 現行の支給月数(3.15月)× =3.10月 現行の一般職の支給月数(4.20月)

区分	6 月	12 月	合 計
現行	期末手当 1.575	期末手当 1.575	期末手当 3.15
令和4年度 以降	期末手当 <u>1.55</u>	期末手当 1.55	期末手当 3.10

(2) 令和3年度の期末手当の引下げ相当額の減額調整

令和4年6月に支給する期末手当の額は、(1)により算定される期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に157.5分の5を乗じて得た額を減じた額とすること。

3 施行期日

公布の日

高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案要綱

1 条例改正の目的

この条例は、議会の議員及び知事等に対して支給する期末手当の額について、一般職の職員の例により改定しようとするものである。

2 主要な内容

(1) 令和4年度以降の期末手当の支給月数を次の表のとおり引き下げること。(第1 条及び第2条)

□ /\	本条例	施行前の支		本条例施行後の支給月数		
区分	6月期	12月期	計	6月期	12月期	計
県議会議員	1. 575月	1.575月	3. 15月	1.55月	1.55月	3. 10月
知事	1. 575月	1. 575月	3. 15月	1.55月	1.55月	3. 10月
副知事 公営企業局長 常勤の人事委員会委員 常勤の監査委員 教育長	1. 575月	1. 575月	3. 15月	1. 55月	1. 55月	3. 10月

(2) 令和4年6月に支給する期末手当の額は、(1)により算定される期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に157.5分の5を乗じて得た額を減じた額とすること。(附則第2項)

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行する。

高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案説明

この条例は、議会の議員及び知事等に対して支給する期末手当の額について、一般職の 職員の例により改定しようとするものである。

Ш 辫

摧

に対す 1票事 弁償及び期末 \blacksquare 曹 產 報 の議 高知県議会議 (抜粋) 条例 3

<u>]</u>

| 脚

第203条 101 ک 603 (昭和22年法律第67号) 費用弁償と 手当の額並びにその支給方法について定める 県議会議員の議員報酬、 地方自治法 高知 の条例は、 の規定により 及び期末 IJ K) 曹 紙

to

柒

(期末手当)

だれ に在 又は死亡し Ш それぞれの期間につき期末手当を支給する。 及び12月 なが、 除名 Ш \vdash これらの者についても、また同様とする。 Щ 失職し、 ر ف ا 副議長及び議 辞職し、 日前1月以内に、 議会の議長、 職する者には、 の類 2 4 紙

| 張 月額に100分の45を超えない範囲内で知事が議会の議 (前項後 盟 において同項に規定する者が受けるべき議員報酬月額及びそ ďП 「100分の 0 Im(この場合 副議長及び議 Ш 任期満了の日又は議会 再び議会の議 上の , Lj て規則で定める割合を乗じて得た額の合計額1 それぞれ6月1日又は12月1日現在 又は死 とする。 2頃中 除名. 該任期満了又は議会の解散による選挙により 解散による任期終了の日に在職した議会の議長、 り一定の割合を乗じて得た額 員の給与に関する条例第21条第 朱職、 ک ب 辞職、 るのは「100分の155 る者にあっては、 期末手当の額は、 職の職員の例によ において、職 報酬) に規定す 協議し 繼 ريد 汌 125 (世) 6 戦 $^{\circ}$

Ш 麦

铝

衣

手当に関す 用弁償及び期末 實 報酬、 の議 (抜粋) 県議会議 条例 和 軍 3

瀬 (加

f £00 その支給方法について定める (昭和22年法律第67号) ريد 費用弁 高知県議会議員の議員報酬、 地方自治法 費及び期末手当の額並びに この条例は、 の規定により、 <u>1</u> 然 *К*₀ 紙

(期末手当)

だれ に在 又は死 Ш それぞれの期間につき期末手当を支給する。 及び12月 なが、 踩名 🌣 Ш 四 また同様とする 失職し、 9 r Im(副議長及び議 ک 辞職」 いれらの者についても、 月以内に、 議会の議長、 職する者には、 Ш らの期 #4 4 紙

の鞿 任期満了の日又は議 再び議会の (前項後 この場合 「100分の において同項に規定する者が受けるべき議員報酬月額及びそ 及 Ш |議長| 又は死亡の で知事が議会 それぞれ6月1日又は12月1日現在 と協議して規則で定める割合を乗じて得た額の合計額 丽 とする。 + 5 散による任期終了の日に在職した議会の議長、 第21条第2項 散による選挙によ 除名 員の例により一定の割合を乗じて得た額 月額に100分の45を超えない範囲内 ک 失職、 ريد 職員の給与に関する条例 辞職、 2 会の解 「100分の157. に規定する者にあっては、 該任期満了又は議 127.5」とあるのは 期末手当の額は、 報酬 において、 黑 職の職 会の解 p 繼 在) 段 6 蚁 獙 $^{\circ}$

当該期末手当に係る在職期間の計算につい to ريـ 0 , 2 5 Ð IJ の職 $\operatorname{Im}($ 繼 0 41 繼 #1 熊 HU B 10 は となったものの受け 艸 0 2 IJ イは、 , N

繼 Δ # 朱 \mathbb{H} 支 2 る期: せ \mathbb{H} 4 10 Δ 颪 同条の規定に 1項の規定による期末手当 る同項の規定による期 IJ ただし、 啾 受けた期末手当の額が同項の規定によ よる期末手当の支給を受ける り期末手当の支給を受けた議会の議 差し引いた額とする。 期末手当の額から これらの者が支給を受け 紙 かには、 支給を受けた期末手当の額を が第1項の規定に 10 4 IJ 乘 前項の規定 4 *1*H 10 り支給が 싢 下ふる 条の規定 ť 定によ 当の額以 の額は、 るてまっ び議り しない。 の規 及 紙 # 箈 ᄣ 汌 \mathfrak{C}

2 IJ 4 Ш 2 月30 数 又は議会の解散によ to 議長及び議員は、 その任期満了の日又は議会の解ぎ ريـ での間又は11月16日から同 £0 した き在職 福 を支給する。 議会の議員の任期が満了し、 で引き続 議会の議長、 # # 汌 Ш Ш 10 る期末手 \vdash 31 日に在職す は12月 Щ 10 رک 7 2 の任期が終了した \bowtie 月16日か 6 Ш 定 る任期終了 前条の規 Щ ふの聞に **れがれ**6 Ŋ 朱 ک Ŋ #6 紙

 Ω 鞍 0 繼 での期間におけるその者の在職期 ريـ 及び議員 又は 議会の解 又は議会 日から翌年の 汌 り算出した金額を期末手 日からその任期満了の日 域 又は 9 H 副鞿. S その任期満了 る議会の議長、 <u>ا</u> までの間又は12月 会の議員の任期が満 4 ź 2項の規定に 日に在職す S HU ₩ 又は12月 了の日気 日から11月15日 ىر よりその任期が終了した 6 瓣 会の解散による任期終。 Ш 条第 散による任期終了 $^{\circ}$ ź 町 での間 それぞれ6 4 S に応じて第 10 町 て 大 統 ず ₩ 9 月15日 8 ź IJ 解 噩 紙

N ريـ 0 当該期末手当に係る在職期間の計 J) た #8 싢 攤 0 会の議 繼 HU 澹 #10 *K*0 3 議員となったものの受け せ これらの者 ついては、 10 to

未 回条 軅 \mathbb{H} 2) 支 2 浑 ىر 福 定による期 싢 10 る期末手当 IJ 定 10 岷 ただ 流に。 1 る期末手当の額から同条の規 分の議 尽 *1*64 の規定により支給を受けた期末手当の額が同項の規 給を受けた期末手当の額を差し引いた額とする。 より期末手当の支給を受けた議 末手当の支給 これらの者が支給を受ける同項の規 1項の規定によ 浑 紙 10 4 合には、 及び議員が第1項の規定に、 4 前項の規定に 当の額以上である場 6条の規定に ばき の額は、 しない。 ريد 紙 10 岷 25 汌 关 # 箈 \mathfrak{C}

2 M Y 30 又は議会の解散によ 7 又は議会の解 Щ 匝 0 から 副議長及び議 , した での間又は11月16日 在職 その任期満了の日 40 る期末手当を支給する 滐 議会の議員の任期が満了し、 議会の議長、 #1 での # 月31日ま Ш 10 ときは、 る任期終了の日に在職す れぞれ6月1日又は12月 ĪĒ 了した。 5月16日から 4 前条の規定に の任期が終 での間に、 #ز $\overline{\Omega}$ #6 4 4 紙

日又は議 又は議会の解散 又は議会の での期間におけるその者の在職期 4) 及び議 汌 期末手 密 岷 6 13 P Ш 繼 日からその任期満了 *1*H Ш 6 算出した金額 福 S その任期満了 議員の任期が満了し、 議会の議長、 2日から11月15日までの間又は12月 2 4 10 て辛び、 to S 2項の規定に Ш 日に在職、 又は12月 議会の記 よりその任期が終了した の解散による任期終了の ш よる任期終了の 紙 S での間に、 町 * それぞれ6 4 間に応じて第 Щ fo Ш Ж 大給, 9 散に、 月15日 V 朱 ź IJ 解 41 _ 9 紙

(支給方法)

第7条 議員報酬、費用弁償としての旅費及び期末手当の支給方法は、この条例に定めるもののほか、一般職の職員の例による。

(支給方法)

第7条 議員報酬、費用弁償としての旅費及び期末手当の支給方法は、この条例に定めるもののほか、一般職の職員の例による。

新 田 対

嶈

知事等の給与、旅費等に関する条例(抜粋)

第1条 この条例は、常勤の特別職の職員の給与及び旅費の額並び にその支給方法について定めるものとする。

給料以外の £0 0 4 この場合において、期末手当の算出の基礎となる額は給料月 *K*0 用にし 規則で定める割合を乗じて得た額の合計額とし、 「100分の155 の例に 規則で定め (昭和29年高知県条例第34号) 次項に定める 知事が離職した場合の同条例第21条の3の規定の適 という。) 2に定める額とし、 ريد 額及び給料月額に100分の45を超えない範囲内で、 とあるのは 「知事」 期末手当及び退職手当とし、 下「一般職の職員」 るのは、 $\lceil 100 \circlearrowleft \mathcal{O} 125 \rceil$ 1及び別表第 のほか職員の給与に関する条例 Ð ريد 「任命権者 $\overline{\mathcal{A}}$ 2項中 給料は別表第 給与は通勤手当、 受ける職 条例第21条第 回条中 区分に応じて *W* 2 然 Щ 團 紙

宗 合に 高知県議会議員の議 HU ₩ ريـ رلـ この場合 (平成20年高知 ريد れる職員の給与に関する条例第21条第2項中「100分の125」 IJ 10 よりその例によ での規定を準用する。 用弁償及び期末手当に関する条例 知事に対する期末手当の支給については、 2項の規定に 第4条から第6条ま とする。 4条第 「100分の155」 同条例第 专 第29号) るのは \mathcal{O}

第5条 給与及び旅費の支給方法は、この条例に定めるもののほか、一般職の職員の例による。

表

铝

Ш

知事等の給与、旅費等に関する条例(抜粋)

第1条 この条例は、常勤の特別職の職員の給与及び旅費の額並び にその支給方法について定めるものとする。

給料以外の 0 Щ 規則で定める 知事が離職した場合の同条例第21条の3の規定の p この場合において、期末手当の算出の基礎となる額は給料、 次項に定めるも の例に (昭和29年高知県条例第34号) 規則で定める割合を乗じて得た額の合計額と ₩. | 知 とあるのは 2に定める額とし、 É るのは、 額及び給料月額に100分の45を超えない範囲内、 ر ر (以下「一般職の職員」 5 Ð 期末手当及び退職手当 ريد 「100分の127. 「任命権者」 給料は別表第1及び別表第 のほか職員の給与に関する条例 2項中 ついては同条中 を受ける職員 給与は通勤手当、 例第21条第 因分に応じて、 ر ر 適用に、 157.5* Щ * ν° Ω \mathcal{O} 婳 10 紙

高知県議会議員の議 ₩ N 40 の場合 5 (平成20年高知 ريد 2項中「100分の127. IJ 10 2項の規定によりその例によ での規定を準用する。 費用弁償及び期末手当に関する条例 知事に対する期末手当の支給については、 員の給与に関する条例第21条第 とする。 第4条から第6条ま るのは「100分の157.5」 同条例第4条第 例第29号) 報酬、 おいて、 れる職員 #8 $^{\circ}$

 $^{\circ}$

第5条 給与及び旅費の支給方法は、この条例に定めるもののほか、一般職の職員の例による。

知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案要綱

1 条例改正の目的

この条例は、本県の経済状況及び財政状況を考慮し、知事、副知事、教育長その他の 常勤の特別職の職員の給料月額を令和4年度の1年間、時限的に減額しようとするもの である。

2 主要な内容

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間において、知事、副知事、教育長その他の常勤の特別職の職員の給料月額について、次のとおり給料の減額を行うこと。ただし、手当の額は、知事等の給与、旅費等に関する条例(以下「知事等の条例」という。)の規定による額とすること。

区分	知事等の条例の給料月額	減額後の給料月額 (括弧内は、減額率)
知事	1, 220, 000円	(10%) 1,098,000円
副知事	940,000円	(3%) 911,800円
常勤の人事委員会委員	610,000円	(2%) 597,800円
常勤の監査委員	610,000円	(2%) 597,800円
教育長	780,000円	(2%) 764,400円

3 施行期日

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案説明

この条例は、本県の経済状況及び財政状況を考慮し、知事、副知事、教育長その他の常 勤の特別職の職員の給料月額を令和4年度の1年間、時限的に減額しようとするものであ る。

衣 Ш 辫

辫

(抜粋) る条例 等に関す 旅費 知事等の給与、

常勤の特別職の職員の給与及び旅費の額並び ものとする その支給方法について定める この条例は、 <u>1</u> 然 N 紙

給料以外の £0 to 0 4 町 10 とあるのは「100分の 0 規則で定める割合を乗じて得た額の合計額とし、 この場合において、期末手当の算出の基礎となる額は給料 の例に 規則で定め 定 ريـ (昭和29年高知県条例第34号) 次項に定める 知事が離職した場合の同条例第21条の3の規 「知事」 給料は別表第1及び別表第2に定める額とし、 という。 とあるのは、 額及び給料月額に100分の45を超えない範囲内で、 及び退職手当とし、 下「一般職の職員」 同条例第21条第2項中「100分の127.5」 用については同条中「任命権者」 のほか職員の給与に関する条例 期末手当 Ξ る職員 与は通勤手当、 区分に応じて、 を受け ريـ 2 2 然 Щ vo vo 嬹 嬹 紙

(平成20年高知県条 高知県議会議員の議 $\sqrt{1}$ ىر 2 この場合 ريد 「100分の127. 条第2項の規定によりその例によるこ での規定を準用する。 条例第21条第2項中 費用弁償及び期末手当に関する条例 知事に対する期末手当の支給については、 とする。 6条法, るのは「100分の157.5」 紙 10 4条から れる職員の給与に関す 4 同条例第 無 第29号) 報酬 Ð $^{\circ}$

三 玉

盤 $1\sim 26$

麦

詔

Ш

条例 関する IJ ポ 뻵 茶 中 知事等の給

常勤の特別職の職員の給与及び旅費の額並び ものとする。 その支給方法について定める この条例は、 * \vdash 싢 紙

0 給料以外の 0 4 Щ 規則で定める とあるのは「100分の 知事が離職した場合の同条例第21条の3の規定の p この場合において、期末手当の算出の基礎となる額は給料) の例に ريـ (昭和29年高知県条例第34号) 次項に定める 規則で定める割合を乗じて得た額の合計額と 「知事」 という。 給料は別表第1及び別表第2に定める額とし、 É るのは、 ر ر 額及び給料月額に100分の45を超えない範囲内 「一般職の職員」 7) #8 同条例第21条第2項中「100分の127.5」 期末手当及び退職手当 「任命権者」 のほか職員の給与に関する条例 (以下 適用については同条中 を受ける職員 給与は通勤手当、 区分に応じて、 ر رد 157.5] 2 然 Щ $^{\circ}$ K) o 團 紙

員の議 (平成20年高知県条 N 40 ريہ ďП رد 2項中「100分の127.5」 の場へ رک 高知県議会議 IJ 2項の規定によりその例による 6条までの規定を準用する。 費用弁償及び期末手当に関する条例 知事に対する期末手当の支給については、 条例第21条第 とする。 るのは「100分の157.5」 員の給与に関する 第4条から第 同条例第4条第 例第29号) おいて、 員報酬、 れる職 **₩** $^{\circ}$

IJ

40 ريـ 三 玉

图 ~ 26

(次項におい 貓 <u>に</u> 知事にあっては当該給料月額の100分の10 ξQ 교 4 10 という。)における知事及び副知事の給料の月 Ш 31日までの間は、100分の30) に相当する額を減じて得 手当の額の算出の基礎となる給料月額は、 その者に係る別表第 月 1 100分の100) \Box # までの間 \mathcal{O} 3 (令和 (令和2年5月1日から同月31日までの間は、 Ш 月31 知事にあっては当該給料月額の100分の 項の規定にかかわらず、 က 枡 日から令和5 掲げる給料月額から、 表に掲げる額とする。 ただし、 \vdash 田 て「特例期間」 平成30年4 2条第 とする。 田田田 額 2 27

28 特例期間における人事委員会委員、監査委員及び教育長の給料の月額は、第2条第1項の規定にかかわらず、その者に係る別表第2に掲げる給料月額から、当該給料月額の100分の2(教育長にあっては、令和2年5月1日から同月31日までの間は、100分の15)に相当する額を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同表に掲げる額とする。

別表第1 (第2条、第3条関係)

 	母	少 自	4.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1	
給料 (月額)		1,220,000円	940,000円	
区分		知事	副知事	

備考 略

別表第2 (第2条関係)

給料(月額)	一般職の職員行政職7級から9級までの職務	にある者の例により知事が定める額
农	業局長	
M	公河	

知事にあっては当該給料月額の100分の10 ζQ, 月31日までの間は、100分の30)に相当する額を減じて得た 颪 「特例期間」という。)における知事及び副知事の給料の月 Ш 額は、 その者に係る別表第 100分の100) Щ Ŋ 手当の額の算出の基礎となる給料月 (令和2年 日までの間 (令和2年5月1日から同月31日までの間は、 知事にあっては当該給料月額の100分の3 月31 項の規定にかかわらず、 1日から合和4年3 掲げる給料月額から、 表に掲げる額とする ただし、 平成30年4月 2条第1 額とする。 紙 ĪĒ ť. 2 27

(教育長 その者に係る別表 月1日から同月31日までの間は、100分 手当の額の 監査委員及び教育長の給料 当該給料月額の100分の2 w w ただし、 同表に掲げる額とす 第2条第1項の規定にかかわらず、 に相当する額を減じて得た額とする。 特例期間における人事委員会委員、 算出の基礎となる給料月額は、 第2に掲げる給料月額から、 年5 令和2 にあっては、 の月額は、 O(15)28

引表第1 (第2条、第3条関係)

旅費	暑	ÅI.	40
給料 (月額)		1,220,000円	940,000円
区分		知事	副知事

備考 略

別表第2 (第2条関係)

区 分 給 料 (月 額) 一般職の職員行政職7級から9級までの職務 公営企業局長 にある者の例により知事が定める額				
区 分 一般職の 営企業局長 にある者	射 梯	員行政職7級から9級までの職	例により知事が定める	
区 対 営 企 業 局	給	般職の	ある者	
図		111	K	
区高	分			
<u>⋈</u>				
4	1×1			
		<	¥	

610,000円	610,000円	月80,000円
委員		軾
員会	麥	恒
事委員	革	1,1
4	盟	耧

610,000円	610,000円	月1000 280,000日
委員		埘
員会	槉	恒
事委員	첱	, Vim-
≺	酮	赘